

4 新公会計事務

(1) 財務諸表の計上科目の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容									
農政室整備課 (北部農と緑の総合事務所)	<p>農業施設災害復旧事業に係る国庫支出金の受入れ及び災害復旧費の支出、各々3,448,212円の経理処理について、行政コスト計算書の計上科目として、収入は特別収入「国庫支出金(災害復旧費)」、支出は特別費用「災害復旧費」とすべきところ、調定の複式仕訳を行う際に収入を行政収入「国庫支出金(行政費用充当)」としていた。</p> <p>収入が行政収入に計上され、支出が特別費用に計上されたため、行政コスト計算書の「通常収支差額」が3,448,212円過大計上となった。</p> <table border="1" data-bbox="617 930 1409 1188"> <thead> <tr> <th></th> <th>収入</th> <th>支出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>特別収入(国庫支出金・災害復旧費)</td> <td>特別費用(災害復旧費・負担金、補助及び交付金)</td> </tr> <tr> <td>誤</td> <td>行政収入(国庫支出金(行政費用充当))</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		収入	支出	正	特別収入(国庫支出金・災害復旧費)	特別費用(災害復旧費・負担金、補助及び交付金)	誤	行政収入(国庫支出金(行政費用充当))		<p>【是正を求めるもの】</p> <p>財務諸表の計上科目は正確に行うとともに、今後、適正な事務処理に留意されたい。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】(抜粋)</p> <p>第21条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。</p> <p>(5) 特別収入</p> <p>エ 国庫支出金(災害復旧費)</p> <p>国庫支出金のうち、災害復旧費の財源として充当するものを計上する。</p> <p>(6) 特別費用</p> <p>ウ 災害復旧費</p>	<p>(措置した機関：農政室整備課)</p> <p>農政室においては、今後の国庫支出金の受入れに際して、大阪府財務諸表作成基準に基づく仕訳を正確に行うよう周知した。</p> <p>また、「新公会計制度事務マニュアル」及び「取引の計上区分及び配賦に関する実務指針」に基づき、配賦先所属に対し、その内容等の通知を徹底した。</p> <p>(措置した機関：北部農と緑の総合事務所)</p> <p>今後は、通知のあった配賦の内容について、月次決算整理時に勘定残高一覧表及び仕訳一覧等の勘定科目等で確認を徹底する。</p>
	収入	支出										
正	特別収入(国庫支出金・災害復旧費)	特別費用(災害復旧費・負担金、補助及び交付金)										
誤	行政収入(国庫支出金(行政費用充当))											